

お知らせ

忘れずに納付しましょう!

市県民税(第1期)の納期限は6月30日(金)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、市県民税の納税通知書は6月12日(日)に発送しました。納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。

国収税課(2階)
☎(20)1578、FAX(20)1609

20歳以上60歳未満の方は公的年金加入が義務です

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金への加入が義務付けられています。

加入者は職業などによって3つの種類に分かれています。

①第1号被保険者 自営業者や農業者などの方とその配偶者または学生、アルバイトの方など

②第2号被保険者 会社社員や公務員などで厚生年金に加入している方

③第3号被保険者 厚生年金に加入している夫(妻)に扶養されている妻(夫)

①に該当したときは、必ず国保年金課・本納支所にて届出をしてください。

国保年金課(2階)
☎(20)1503、FAX(20)1600

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

次のことに注意しましょう。

○猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫を守る事ができます。

○犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

○犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

○糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

○飼うことができない子犬・子猫を増やさないうために、不妊去勢措置をしましょう。

○どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは、新しい飼い主探しをお手伝いします。

国長生健康福祉センター
☎(22)5167、FAX(24)3419
千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711

道路上に張り出している樹木の剪定等のお願い

道路上に張り出した枝は、道路を狭くし、歩行者や車両の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となることもあります。

また、樹木の所有者が責任を問われることがあります。歩行者・通行車両の安全を守るためにも、道路沿いに土地を所有している方々は、樹木の伐採や枝の剪定など適切な管理をお願いします。

なお、電線や電話線がある場合の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に東京電力やNTTに連絡をお願いします。

土木管理課(7階)
☎(20)1537、FAX(20)1605

オオキンケイギクの駆除にご協力を

オオキンケイギクは、5月から7月頃にかけて直径5~7cmの黄色い花を付ける植物です。繁殖力が強く、周囲の生態系に重大な影響を与えるため、特定外来生物に指定されています。オオキンケイギクを見かけた場合は、根元から抜き取ってビニール袋などに入れ、枯れるまで数日乾燥させた後、可燃ごみとして処分してください。



環境保全課(6階)
☎(20)1504、FAX(20)1604

いきいき長生スタンプラリー

2017 長生地域の観光施設・名所等でスタンプラリーを実施します。スタンプを集めると抽選で長生地域の素敵な特産品

をプレゼント!台紙は長生地域振興事務所ホームページや長生地域観光施設で入手できます。スマートフォンからでも参加できます。

◆スタンプ設置期間 6月15日(土)~8月31日(土)

◆スタンプ設置場所 各市町村2カ所×7市町村(各市町村の名所等)

※賞品応募締切は9月15日(金) ※詳細は千葉県ホームページをご覧ください。 https://www.pretchiba.jp/ke-hkazusa/kenninohi/2017/event.html

国長生地域振興事務所 地域振興課
☎(22)1711

建築士の日「住宅相談」を開催します

千葉県建築士会では、建築士による住宅相談会を実施します。耐震・新築・リフォーム・空き家対策等何でも相談できますのでご利用ください。

7月1日(土)10時~16時/場所 長生建設会館/費用 無料 ※予約不要 国千葉建築士会長生支部 大倉
☎090(1504)0380

